

<登園許可書・登園届について>

保育園では0歳児から5歳児まで幅広い乳幼児と一緒に生活しています。その為、感染力の強い感染症(病気)にかかり完治して登園の際には、登園許可書(医師記入)の提出をお願いしています。①～⑬感染症の診断が出た場合、保育園に連絡を入れていただくと共に、完治して登園する際には医師記入の登園許可書(各病院で発行にかかる料金は自己負担となります)を必ず提出して頂き、職員確認の上お子様をお預かりします。登園許可書の提出がない場合はお子様をお預かりできませんので、その場で病院に行っていただき、登園許可書の記入をお願いしていただく場合があります。⑭～⑳感染症が出た場合も保育園に連絡を入れていただき、必ず医師の診断を受け、保護者が登園届を記入し提出をお願いいたします。

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。登園のめやすも参考に、かかりつけ医師の指示に従って意見書の提出をお願い致します。医師の判断で右記の表よりも日数の長短があります。

保育園での集団生活に
適応できる状態に回復し
てから登園するよう、
ご配慮下さい。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
①新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症後5日経過し解熱した後2日(乳幼児3日)経過していること
②麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
③インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(乳幼児は解熱した後3日)
④風疹	発疹出現前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
⑤水痘(水ぼうそう)	発疹出現1・2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
⑥流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
⑦結核		医師より感染の恐れがないと認められるまで
⑧咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
⑨流行性角結膜炎	充血・目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
⑩百日咳	抗菌薬を服用しない場合咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
⑪腸管出血性大腸菌感染症(O157 O26 O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
⑫急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間・便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
⑬髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで
⑭溶連菌感染症	適切な抗菌治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過している事
⑮マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっている事
⑯手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく 普段の食事が摂れる事
⑰伝染性紅斑(りんご病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
⑱ウイルス性・感染性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	症状のある間と症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐・下痢等の症状が治まり 普段の食事が摂れること
⑲ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく 普段の食事が摂れる事
⑳RSウイルス感染症	呼吸器症状がある間	呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
㉑带状疱疹	水泡を形成している間	全ての発疹が痂皮化してから
㉒突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
㉓伝染性膿痂疹(とびひ)	効果的治療開始後24時間まで	皮膚が乾燥しているか、浸潤部位が被覆できる程度のものであること

登園許可証(治療証明書) ※医師記入

浦和メープル保育園 園長 殿

クラス名

園児氏名

病名 (いずれかに✓)

- 麻疹 (はしか)
- インフルエンザ A型 B型
- 新型コロナウイルス感染症
- 風疹 (三日ばしか)
- 水痘 (水ぼうそう)
- 結核
- 百日咳
- 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
- 咽頭結膜熱 (プール熱)
- 流行性結膜炎 (はやり目)
- 腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26・O111 など)
- 髄膜炎菌性髄膜炎
- その他 ()

すでに症状も回復し、 年 月 日から、
集団生活に支障がない状態になったので、登園を可能と診断します。

令和 年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行を出来るだけ防ぐことで子どもたちが一日快適に生活できるよう感染症について登園許可証(治療証明書)の作成をお願いいたします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での園生活が可能状態となってからの登園であるようにご配慮ください。

意見書証(治療証明書) ※保護者記入

浦和メープル保育園 園長 殿

クラス名

園児氏名

病名 (いずれかに✓)

- 溶連菌感染症
- マイコプラズマ肺炎
- 手足口病
- 伝染性紅斑 (りんご病)
- とびひ (伝染線性膿痂疹)
- ヘルパンギーナ
- RSウイルス感染症
- 帯状疱疹 (ペルペス)
- 突発性発疹
- 急性出血性結膜炎
- ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルスなど)
- 頭ジラミ
- その他 ()

すでに症状も回復し、 年 月 日から、
集団生活に支障がない状態になったので、登園を可能と診断します。

令和 年 月 日

医療機関

医師名

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行を出来るだけ防ぐことで子どもたちが一日快適に生活できるよう感染症について登園許可証(治療証明書)の作成をお願いいたします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での園生活が可能状態となってからの登園であるようにご配慮ください。